

令和5年7月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年（行コ）第1号 不当利得返還請求控訴事件

（原審・岡山地方裁判所平成29年（行ウ）第5号）

口頭弁論終結日 令和5年5月23日

判 決

岡山県美作市栄町38番地2

控訴人

美作市長 萩原誠司

同指定代理人

中 尾 裕 幸

白 井 隆

同上

同補助参加人

公明党美作市議団

（以下「参加人」という。）

同代表者

山 本 雅 彦

同訴訟代理人弁護士

古 河 真 人

鵜 野 一 郎

岡山県美作市

被控訴人

山 根 忠 弘

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とし、補助参加によって生じた費用は参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決主文2項を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要（略語は新たに定義しない限り原判決の例による。以下、本判決

において同じ。)

- 1 本件は、美作市の住民である被控訴人が、控訴人に対し、参加人が、平成23年度に美作市から交付を受けた政務調査費につき、美作市議会政務調査費の交付に関する条例（本件条例）の使途基準（本件条例5条、本件規則5条及び同別表）に適合しない違法な支出があり、不当利得として美作市に返還すべきであるにもかかわらず、控訴人が違法な支出及び利息の請求を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、参加人に対し、原判決別紙3の参加人分（50頁～55頁）の「否認額」欄記載の各金員の合計額33万7943円及びこれに対する平成23年度の収支報告書の提出期限の翌日である平成24年5月1日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。）所定の年5分の法定利息の支払を請求するよう求める住民訴訟の事案である。

原判決は、8万3939円（原判決別紙3の参加人分の「認容額」欄記載の金員の合計額）及び本判決確定の日の翌日を起算日とする附帯請求の限度で認容した。これに対し、参加人が、原判決言渡しの後、控訴人のための補助参加を申し出るとともに、本件控訴をした。

当裁判所は、原判決と同じく、上記の限度で被控訴人の請求を認容するのが相当であると判断した。

- 2 関係法令の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、後記3のとおり参加人の主張を加えるほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」1ないし3（原判決2頁18行～5頁3行。別紙2（37～40頁）及び別紙3の参加人分（50頁～55頁）を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決3頁1行、6行、13行、15行、17行及び4頁18行の各「本件各会派」をいずれも「参加人」に改める。
 - (2) 原判決3頁2行冒頭から5行末尾までを以下のとおり改める。

「美作市は、地方自治法１００条１４項、１５項及び本件条例に基づき、平成２３年度政務調査費として、参加人に、本件条例３条所定の金員である７２万円を交付した（乙Ｄ１）。」

- (3) 同３頁７行冒頭から１１行末尾までを以下のとおり改める。

「参加人は、平成２４年４月２７日までに、美作市議会議長に対し、収支報告書を提出し、交付を受けた政務調査費７２万円から支出額７１万１８９３円を控除した残余额８１０７円を美作市に返還した（乙Ｄ１、弁論の全趣旨）。」

- (4) 同４頁２行冒頭から４行末尾までを以下のとおり改める。

「本件の争点は、本件各支出が政務調査活動と合理的関連性を有するか、である。」

- (5) 同４頁２０行の「否認額」欄を「参加人分の「否認額」欄」に改める。

- (6) 同４頁２３行から２５行にかけて「（ただし、」から２５行「は除く。）」までを削る。

3 参加人の主張

市政報告に関する経費が使途基準によって支出を認められる経費に当たるか否かについては、市政報告以外の事項が掲載されていたとしても、それらの掲載部分が、客観的な表現・構成等において、市民の市政に対する興味を引いて市政報告を効果的に行う観点から工夫されたものであり、かつ、それが市政報告部分に付随して一体となっていれば、政務調査活動のうちの広報広聴活動と合理的関連性を有するものというべきである。

議員個人を紹介するための所属議員の氏名、役職、経歴等の情報や写真などの議員個人情報等は市政報告以外の事項であるとしても、議員個人情報等の掲載部分と市政報告等事項の配置やそれぞれの分量並びに相互の関連付けの有無、それら以外の記事の内容や分量、全体の構成や掲載項目などの客観面を考慮すると、市民の興味を引いて市政報告を効果的に行う観点から工夫されたも

のと認められ、かつ、市政報告部分に付随して一体となっていると認められるのであれば、広報広聴活動と合理的関連性を有するというべきである。

このような判断基準によれば、(1)議員の市政報告発送用の切手代及び印刷代（原判決別紙3の参加人分のうち整理番号Dウ06、07、12）、(2)議員の広報誌（同じく整理番号Dウ08）及び(3)議員のホームページ作成料（同じく整理番号Dウ11）は、広報広聴活動と合理的関連性があると認められ、使途基準によって支出を認められる経費に当たるというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 総論

次のとおり改めるほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1（原判決5頁5行から7頁3行まで。別紙3の参加人分（50頁～55頁）を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決6頁21行「別紙3記載の整理番号」を「別紙3の参加人分の整理番号」に改める。

2. 本件各支出が政務調査活動と合理的関連性を有するか

次のとおり改め、後記3のとおり参加人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の2、(3)（原判決16頁4行から24頁25行まで。別紙3の参加人分（50頁～55頁）を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決17頁21行「ことは、前記(2)ウのとおりである」を削る。

(2) 同20頁8行冒頭から末尾までを、以下のとおり改める。

「証拠（乙Dイ3）及び弁論の全趣旨によれば、上記議員らは、平成23年7月11日、調査研究テーマを「原子力発電安全、美山町かやぶきの里、調査研究」として、京都府南丹市美山町に赴き、市役所職員から、観光を中心とした施策や原子力発電の安全、安心について説明を受けるとともに、大飯原子力発電所のPR施設を視察し、美山町の歴史的景観

や地元の食材を活かした町づくりの取組みについて視察したことが認められる。その行程・内容等に照らせば、上記訪問等は、原子力発電の安全、安心についての教養、知見を深め、文化遺産を利用した観光振興の参考にすることを目的とするものといえることができ、市政に関する調査活動であると認められる。」

(3) 同 2 2 頁 1 行「『山本まさひこ』市政シャトル便」を「『山本まさひこ』の市政シャトル便」に、9 行「題名を除き」を「表題を議員個人名をうたったものに差し換えるとともに、「☆則本陽介のコーナー」を削っただけで」に、10 行「全く」を「ほぼ」にそれぞれ改める。

(4) 同 2 2 頁 1 1 行「同広報誌は」を「同広報誌と異なり、議員個人の氏名を冒頭にうたった「『山本まさひこ』の市政シャトル便 VOL—9 夏号」については（なお、わざわざ他の議員に関する記載を削っている。）」に改める。

(5) 同 2 4 頁 1 行及び 3 行の「同」をいずれも削り、1 行、3 行から 4 行にかけて、9 行及び同 1 1 行の各「議員個人の PR」をいずれも「議員個人の支援者を獲得、保持するなどの政治活動」に改める。

(6) 同 2 4 頁 3 行「明らかではなく、」の後に「領収証（乙 D ウ 1、8 頁①）のただし書として「議員ホームページ制作費として」との記載があることからすれば、」を加え、5 行から 6 行にかけて、及び 8 行の各「『山本まさひこ』市政シャトル便」を「『山本まさひこ』の市政シャトル便」にそれぞれ改める。

3 控訴人が参加人に請求すべき金額について

次のとおり改めるほか、原判決「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」の 3（原判決 3 2 頁 5 行から 3 4 頁 5 行まで。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 3 頁 3 行「本件において」から 1 7 行末尾までを以下のとおり改

める。

「上記2によれば、参加人に係る違法な支出額、すなわち使途基準に適合しない金額は、原判決別紙3の参加人分に係る「認容額」・「合計」欄記載のとおり、8万3939円である。参加人の収支報告書上の支出の総額は71万1893円であり、上記の使途基準に適合しない金額を控除した額は62万7954円であるから、参加人に対する政務調査費の交付額（返還済みの8107円を控除すると71万1893円）との差額である8万3939円について、参加人は不当利得返還債務を負う。」

- (2) 同33頁18行、26行及び34頁3行の各「本件各会派」をいずれも「参加人」に改める。

4. 参加人の主張に対する判断

参加人の主張に係る(1)議員の市政報告発送用の切手代及び印刷代（原判決別紙3の参加人分のうち整理番号Dウ06、07、12）、(2)議員の広報誌（同じく整理番号Dウ08）及び(3)議員のホームページ作成料（同じく整理番号Dウ11）は、いずれも冒頭に殊更議員の個人名をうたった上で、選挙権者を含む一般市民に向けて発信する体裁を採っている（乙Dウ1、2）。そうすると、上記(1)～(3)に市政報告が記載されても、議員個人情報等の掲載部分の分量と市政報告ないしそれら以外の記事の内容や分量等にかかわらず、市政に関する情報を市民に広報する政務調査活動としての側面と、議員個人が市政活動の紹介を通じて支援者を獲得、保持するなどの政治活動等としての側面を切り分けることは困難であるといわざるを得ない。したがって、上記(1)～(3)の費用は、原判決を引用して判示した上記1の総論のとおり、政務調査活動と政治活動とが混在する活動に充てられた経費として扱い、原則として2分の1の割合で按分した限度でのみ、政務調査活動と合理的関連性を有するものと事実上推認するのが相当である。このような原則を採ることにより、特定の経費が適正な政務

調査費の支出として認められるかどうかの判断を各議員が予測することが容易となり、ひいては政務調査費制度の円滑な運用に資すると考えられる。

以上によれば、上記(1)～(3)のように冒頭に議員の個人名をうたった上で、市政報告、広報誌ないしホームページを作成する場合に、上記原則と異なる政務調査活動の比率を裏付ける具体的な事情が認められるのは、極めて例外的な場合に限られるというべきところ、上記(1)～(3)において、上記原則と異なる政務調査活動の比率を裏付ける具体的な事情を認めるに足りない。

よって、参加人の主張は採用できない。

- 5 以上によれば、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 河 田 泰 常

裁判官 木 村 哲 彦

裁判官 國 屋 昭 子